

大阪広域環境施設組合規則第8号

大阪広域環境施設組合公共料金口座自動振替払に関する規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合公共料金口座自動振替払に関する規則（令和7年規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(支出負担行為兼支出命令等)</p> <p>第5条 主管課長は、事業者から送付された請求書等の金額を確認し、その金額と同額の資金を事業者が指定した期日の前日（指定金融機関の休日並びに12月29日及び30日は算入しない。）までに会計管理者に資金前渡するものとする。<u>ただし、その日までに資金前渡することが難しい事情があると認められる場合においては、事業者が指定した期日の当日に資金前渡することができるものとする。</u></p> <p>[2 略]</p> <p>(支払額の確認)</p> <p>第6条 会計管理者は、主管課長から送付された<u>支払調書及び請求書等の写し</u>と口座自動振替払専用口座からの振替額との突合を公共料金の振替日ごとに行うものとする。 (口座自動振替払以外の公共料金の支払)</p> <p>第8条 口座自動振替払によらない公共料金については、事業者から送付される<u>納付書</u>等により支払を行うものとする。</p>	<p>(支出負担行為兼支出命令等)</p> <p>第5条 主管課長は、事業者から送付された請求書等の金額を確認し、その金額と同額の資金を事業者が指定した期日の前日（指定金融機関の休日並びに12月29日及び30日は算入しない。）までに会計管理者に資金前渡するものとする。</p> <p>[2 同左]</p> <p>(支払額の確認)</p> <p>第6条 会計管理者は、主管課長から送付された<u>請求書等の写し</u>と口座自動振替払専用口座からの振替額との突合を公共料金の振替日ごとに行うものとする。 (口座自動振替払以外の公共料金の支払)</p> <p>第8条 口座自動振替払によらない公共料金については、事業者から送付される<u>納付書</u>により支払を行うものとする。</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。